

令和6年度事業計画

I. 事業活動基本方針

「法人会の理念」及び高田法人会定款に基づき、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に各種事業を実施する。

事業の実施に当たっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化・充実を図るために引き続き会員増強に注力するとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む。

II. 主な事業計画

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

法人が行う税務申告や決算調整が複雑化してきていることから、税知識の一層の普及・啓発に努めることとし、会員を含めた多くの法人・個人事業主を対象に改正税法や決算、年末調整などの税に関する知識の普及、税務コンプライアンスの向上、健全経営を目的とした研修会・セミナーを開催する。

また、電子帳簿保存法の理解促進、インボイス制度の定着及び e-Tax・eLT・キャッシュレス納付の普及などに向けて関連の研修会・セミナーを開催するとともに、インターネットセミナーの一層の利用促進に努める。

(2) 講演会事業

政治・経済学者、ジャーナリスト等から幅広い視点で税に関する考え方を聴講することで、税への関心を高めるとともに税知識の普及を図るため、広く告知を行いながら会員・一般の参加を募り、社会情勢等に即したテーマの講演会を開催する。

(3) 租税教育事業

次代を担う子供たちに税の仕組み・税の大切さを理解してもらい、税の使われ方にも興味を持って国や地域社会を愛する気持ちを醸成するため、租税教室の充実に努める。

このため、青年部会、女性部会の活動として、高田税務署管内の小学校及び放課後児童クラブにおける租税教室を引き続き実施するとともに、小学生を対象とした施設見学や絵はがきコンクールを実施する。

(4) 税の広報事業

改正税法や電子帳簿保存法、税務申告に関する情報等を早期周知・定着するため、ホームページや広報誌に必要情報を掲載する。広報誌は管内の公共施設や金融機関窓口等に広く配置することで、多くの市民に税務情報の周知を図る。

また、イベント会場で税に関するクイズの実施や、税制を分かりやすく解説した冊子・資料の配布などにより、市民に税制への関心を持ってもらう事業を実施する。

(5) 税の調査研究及び提言事業

地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、公平で健全な税制の実現を目指

し、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行い、その実現を目指す。

このため、会員企業の税に対する意見・要望を集約し、その意見・要望をもとに税制改正要望をとりまとめ、地元選出国會議員や管内行政機関・議会に向けて提言していく活動を県連・全法連と連携して実施する。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上を通じて企業の成長や税務リスクの軽減を目指すため、研修会・セミナー等の開催時に、国税当局等と協力して作成した「自主点検チェックシート」を活用し、税務コンプライアンス意識の向上を図る。

(7) e-Tax、eLTAX 及びキャッシュレス納付の利用促進

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を図るため、会員企業に対し添付書類を含めた e-Tax、eLTAX 及びキャッシュレス納付の利用を促進する。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会の活性化や地域経済の発展に貢献することを目的に、広く告知を行いながら会員・一般の参加を募り、政治・経済、健康・福祉、文化等をテーマとした講演会・セミナーを開催する。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

古タオルの回収と福祉・医療施設等への寄贈や、花いっぱい運動等の環境美化、児童の交通安全、献血等の社会貢献活動に取り組むことで、地域の福祉問題や環境問題などの改善、活性化に貢献する。

3 会組織の充実、全国各地法人会との連携強化、会員支援のための親睦・交流、会員のための福利厚生事業

会員支援や会員の拡大を図るため、会員間の情報交換の場や異業種交流の場を提供する等、親睦事業を引き続き積極的に行う。また、全法連や新潟県連等の事業に参加し、他法人会との親睦・交流を深める。

(1) 会員増強事業

法人会活動を充実させるためには組織基盤の強化が極めて重要なことから、会員数の維持・拡大を図るため、引き続き諸施策を実施する。

役員を中心に各支部、各部会、さらには提携保険 3 社との連携強化により、新規会員募集を行うとともに、退会防止等の取組を強化する。

(2) 会員支援事業

会員企業の活性化や企業価値の向上に資することをねらいに、会員企業間の親睦とともに異なる分野の交流や税関係他団体との連携が図れるよう、引き続き親睦交流や情報交換の場を提供する。

(3) 福利厚生事業

会員企業の福利厚生の上昇に資するとともに法人会の財政基盤の安定強化を図るため、提携保険 3 社と連携・協力しながら、福利厚生制度の充実、推進を図る。

(4) 支部等事業

公益法人会計基準に沿った本部会計との一元化であることを踏まえ、公益事業を主とした研

修会や地域貢献等の事業活動を積極的に行うとともに、各支部においても引き続き会員増強を図る。

(5) 青年・女性部会の充実

青年部会・女性部会の活動の大きな柱として租税教育活動や社会貢献事業等に取り組むとともに、全法連や県連事業に積極的に参加することにより部会加入価値を高め、部会員増強を推進する。

4 管理関係

公益社団法人として法律で定められた所要の体制を維持し諸運営を円滑に行うため、引き続き本会の活動に関係する行政や関係団体との連携協調を積極的に図るとともに、適時適切な諸会議の開催や適正かつ効率的な事業実施の改善に努める。

5 その他本会において実施することが必要と認める事業を行う。